

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務
②事務の概要	○私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金交付要綱による私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金の支給に関する事務であって規則で定めるもの。具体的な事務の内容は以下のとおり。 1 補助金交付申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ①東日本大震災で被災した者の内、授業料等軽減事業補助金対象者に対して就園奨励費補助金、就学支援金及び学び直し支援金に上乗せ補助を行った学校から提出される補助金交付申請書及び所得確認書類(マイナンバーを含む)を受け付け、内容を審査し、補助金の交付決定及び通知を行う。 ② 交付決定した学校に対して、補助金を交付する。
③システムの名称	(未整備)
2. 特定個人情報ファイル名	
私立学校被災生徒授業料等軽減事業補助金受給情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第2項 ○個人番号の利用並びに特定個人情報の提供及び提供に関する条例(平成27年長野県条例第43号。以下「番号利用条例」という。)第2条第1項 別表第1の項番2
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ○番号法第19条第8号及び番号利用条例第2条第3項 別表第2の項番11
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長野県県民文化部私学振興課
②所属長	私学振興課長 布山 澄
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁西庁舎1階 長野県行政情報センター TEL:026-235-7060(直通) FAX:026-235-7370 上記の他、県内10箇所の地域振興局行政情報コーナー http://www.pref.nagano.lg.jp/kokai/kensei/tokei/johokokai/teikyo/joho-center/index.html
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁7階 長野県県民文化部私学振興課 TEL:026-235-7058(直通)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年1月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない